

文星芸術大学美術学部履修規程

第1章 総則

(学則との関係)

第1条 美術学部（以下「本学部」という。）の授業科目履修については、学則に定めるもののほか、この履修規程による。

(学科及びコース)

第2条 本学部に次の学科及びコースを置く。

学科	美術学科	専攻	日本画専攻、油画専攻、彫刻専攻、デザイン専攻、デジタル映像専攻、マンガ専攻、アニメーション専攻、染織専攻、陶芸専攻、芸術理論専攻
----	------	----	--

第2章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第3条 本学部の授業科目は、教養科目（人文系、社会系、自然系、外国語系、保健体育系）、共通基礎科目、専門教育科目及び自由科目に分けて、その授業科目、単位数については別表1のとおりとする。

(教養科目)

第4条 教養科目は、人文系、社会系及び自然系の各系より4単位以上の計20単位以上、外国語系4単位以上、保健体育系2単位以上、計26単位以上を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第5条 共通基礎科目は、講義科目から14単位以上、実技科目から20単位以上の計34単位以上を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第6条 日本画、油画、彫刻、デザイン、デジタル映像、マンガ、アニメーション、染織、陶芸の各専攻については、講義科目から8単位以上、実技科目から48単位以上の計56単位以上を修得しなければならない。

2 芸術理論専攻については、講義科目から56単位以上を修得しなければならない。

(自由科目)

第7条 インターンシップ、専門教育科目の実技科目を除く講義科と、教養科目及び共通基礎科目から8単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の種類)

第8条 授業科目の種類は、必修科目、選択必修科目(専攻別必修科目)及び選択科目とする。

(卒業に必要な単位数)

第9条 卒業に必要な単位数は124単位とし、その修得区分は、第4条から第7条の規定及び別表2のとおりとする。

(教職課程)

第10条 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める教職課程履修規程による科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(学芸員の資格取得科目)

第11条 学芸員の資格を取得しようとする者は、別に定める学芸員課程履修要領による科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(社会教育主事の資格取得科目)

第12条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、別に定める社会教育主事課程履修要領による科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(履修申告)

第13条 授業科目(講義、実技、演習、卒業論文、卒業制作を含む。)の履修申告は、当該年度に履修する全科目について毎学年初め、一定の期間内に所定の履修申告をしなければならない。

- 2 履修申告をしない授業科目については、受講しても単位を与えることがない。
- 3 単位を修得した授業科目については、受講しても単位を与えることがない。
- 4 履修申告をした授業科目の変更、取消の取扱いについては、その都度指示する。
- 5 履修申告は授業科目年次別配当表及び各コース系統図に従って行うものとし、上級年次配当の授業科目の受講は、原則としてこれを認めない。
- 6 コースによっては、年次指定科目を設けることがある。
- 7 卒業制作履修者で卒業制作の時間に他の授業科目を履修しようとする場合は、卒業制作指導教員の承諾を得なければならない。

(必修科目と関連した選択科目の履修)

第14条 各コースにおいて推薦選択科目を設け、その履修は次のとおりとする。

- (1) 基礎学力及び応用力を修得するため選択科目を積極的に履修し、特に各専攻

における推薦選択科目は必ず受講すること。

- (2) 専門教育科目に付随し、訓練を主体とする演習、実技の授業科目は、原則として3分の2以上の出席により、その必修科目の単位修得をもってこれらの単位も修得できるものとする。

(他の大学又は短期大学及び大学以外の教育施設等における履修等)

第15条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修は、学科及び専攻において教育上有益と認めるときに限り、教授会の議を経て学部長がこれを許可する。

2 学科及び専攻においても教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は、高等専門学校の特攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修について、教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。

3 前項により与えることができる単位数は、第1項に規定する特別聴講学生として他大学等において履修し、本学において修得したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(留学生の履修)

第16条 留年となった学生は、入学年次のカリキュラムを適用する。

(再履修)

第17条 必要な単位修得ができなかった授業科目については再履修しなければならない。

2 再履修授業科目は第13条に定める履修申告をしなければならない。

3 再履修授業科目と当該年次授業科目の授業時間が重複する場合は低年次の授業科目を優先して履修するものとする。

(授業科目の単位算定の基準)

第18条 授業科目と授業時間と単位数の関係は、1単位の履修時間を、教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

授業区分	授業時間	自修時間 (学修内容)	摘要
講義	15時間	30時間 (復習、宿題、テスト等)	学期試験
演習A	15時間	30時間 (予習、発表、レポート、対話討論等)	ゼミA
演習B	30時間	15時間 (予習、訓練、対話討論等)	ゼミB
実験	30時間	15時間 (レポート、発表会等)	学期試験なし
実習	30時間	15時間 (レポート、発表会等)	学期試験なし
実技A	45時間		
実技B	30時間		

2 授業時間の区分は次のとおりとする。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

3 自修時間を確保し、1日あたりの授業は6単位以内を原則とする。

(授業時間割)

第19条 各学年において開講する授業科目と授業計画及び授業時間割は毎学年学期の初めに提示する。

2 授業科目の一部については、年度によって開講しないことがある。

(授業科目の単位の認定)

第20条 授業科目の単位の認定は、授業科目を履修し、原則として3分の2以上出席するとともに、試験の合格その他の要件を満たした者について、所定の単位を与える。

(試験)

第21条 試験は各学期末にこれを行う。

2 授業科目の試験は、各学期末に行う定期試験のほか、随時にこれを行うことがある。

3 実験、実習、実技、演習、製図の授業科目の試験は、平常の成績をもってこれに替えることができる。又、実験、実習ではデータ等の整理やその結果についてのレポートの作成など、教室外での学修や学修成果も評価するものとする。

(受験資格)

第22条 受験資格は、次の条件を満たしている者とする。

(1) 履修申告済みの者

(2) 授業料、その他所定の学生納付金を納入済みの者。ただし、授業料等納入を免除された者及び納入延期を認められた者は、この限りでない。

(3) 履修科目については、原則として3分の2以上の出席のあるもの。ただし、忌引きによる欠席は、次の日数を限度として出席とみなす。

本人との関係	日数
配偶者及び一親等内の親族	7日
二親等内の親族	3日
三親等内の親族	2日

(受験上の注意)

第23条 試験場においては、次の諸注意に従うものとする。

- (1) 試験場には、学制証を携行すること。
- (2) 試験開始後30分を経過すると試験場に入ることができない。又、30分を経過しなければ退場できないものとする。
- (3) 試験用紙は、例えばその試験を棄権する場合でも提出しなければならない。
- (4) 試験中は、監督者の指示に従わなければ退場を命ずる。
- (5) 試験において不正行為があった場合には、当該期の当該試験科目の成績評価を無効とする。特に悪質のものについては、学則第45条の規定により処分する。

(成績の評価)

第24条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし不可を不合格とする。

2 前項の評価は、次の基準による。

- | | |
|--------|-------------|
| (1) 秀 | 100点より95点まで |
| (2) 優 | 94点より80点まで |
| (3) 良 | 79点より70点まで |
| (4) 可 | 69点より60点まで |
| (5) 不可 | 59点以下(不合格) |

(追試験)

第25条 入院、近親者の死亡、就職試験、不慮の事故、災害等やむを得ない事由のため試験を受けることができなかつたと認められる者に対しては、本人の願い出により追試験を行う

2 追試験は、学期試験終了時から1週間以内に1回だけ行う。

3 追試験を許可された者は、追試験料一科目につき2,000円を添えて、追試験願を提出しなければならない。

(再試験)

第26条 試験に不合格となった授業科目は、その担当教員の指示により再試験を行うことがある。

2 再試験を実施する科目がある場合、これに該当する者は、前期及び後期学期試験の後に行うものとする。

3 再試験の受験は、各人3科目6単位以内とする。

4 再試験を受験する者は、再試験料1科目につき2,000円を添えて再試験願を提出しなければならない。

5 再試験の成績評価は69点(可)以下とする。

6 既に納入した再試験料は、これを返還しない。

第3章 進級・卒業制作・卒業論文及び卒業要件

(進級)

第27条 進級については、次の基準による。

- (1) 1年次終了時において、共通基礎（実技）16単位のうち12単位以上を修得していなければ原則として2年次への進級を認めない。
- (2) 3年次終了において、卒業に必要な124単位の内の70単位以上を修得していなければ原則として4年次への進級を認めない。

(卒業制作・卒業論文)

第28条 4年次前期終了時において、当該選考の定める要件を満たしていなければ卒業制作及び卒業論文の履修を原則として認めない。

- 2 前項の規定により卒業制作・卒業論文を履修できない者について、4年次配当授業科目の内卒業制作・卒業論文を除く授業科目の履修及びその単位の修得はこれを認めるものとする。

(卒業要件)

第29条 学則第40条の規定による卒業に必要な授業科目並びにその単位数は第9条及び別表2による。

(卒業見込証明書)

第30条 卒業見込証明書は、卒業制作・卒業論文指導を受けている者について、これを発行する。

第4章 聴講生

(聴講志願資格)

第31条 本学部の授業科目を聴講することを許可される者は、学則第14条に定める資格を有する者とする。

(出願の手続き)

第32条 聴講を志願する者は、原則として毎年3月20日までに、次の各号に定める書類を添えて聴講許可願を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
- (3) 勤務先所属長の承諾書（ただし有職者に限る）
- (4) 外国人の場合は、外国人登録済証明書及び日本における身元保証書

- 2 聴講生の収容人員及び聴講を出願できる授業科目とその単位数は受付前に公示する。

(聴講の許可)

第33条 聴講生は、各学科で選考のうえ教授会の議を経て、学長がこれを許可する。
2 聴講生の聴講期間は1年以内とする。

(登録料、聴講料)

第34条 登録料及び聴講料は、学則第60条に定めるところによる。

(授業科目履修の証明書)

第35条 聴講生でその履修した授業科目の試験に合格し、科目修了の認定をした者には、授業科目履修の証明書を交付する。

(聴講生の心得)

第36条 聴講生は、聴講許可証を携帯し、学内諸規程を守らなければならない。
2 聴講期間が終了したときは、直ちに聴講許可証を返還しなければならない。
3 聴講生として不適當であると認めるときは、聴講許可を取消すことがある。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第37条 本学部の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
2 科目履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。

(科目等履修生の履修資格)

第38条 科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可される者は、学則第14条に定める資格を有する者及び大学において科目等履修生として適當であると認められた者とする。

(科目等履修生の出願手続き)

第39条 本学部の授業科目を科目履修生として履修を志願する者は、学期の初めに次の各号に定める書類を添えて、科目等履修許可願を提出しなければならない。
(1) 履歴書
(2) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
(3) 勤務先所属長の承諾書（ただし有職者に限る。）
(4) 外国人の場合は、外国人登録済証明書及び日本における身元保証書
2 科目等履修生の収容人員及び履修できる授業科目については、学期の初めに公示する。

(科目等履修の許可)

第40条 科目等履修生は、教育研究に支障がない場合に限り、学科又は各コースで選考し、教授会の議を経て学長が履修を許可する。

2 科目等履修生の履修期間は、本学部の特定の授業科目の単位修得を目的とする(以下「科目登録制」という。)者については、1年以内とし、コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする(以下「コース登録制」という。)者については、その単位修得までとする。

(登録料及び履修料)

第41条 科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、学則第60条の定めるところによる。ただし、コース登録制による科目等履修生でその履修期間が2年以上にわたる場合の登録料及び履修料は、年度ごと納付するものとする。

(単位修得証明書)

第42条 科目等履修生でその履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を認定し、単位修得の証明書を交付する。

2 科目等履修生で本学又は他の大学で単位を修得した者が、本学部の正規の課程に入学した場合、入学した学科の審査及び教授会の議を経て、学長が本学部の単位として算入することを認めることができる。

(科目等履修生の心得)

第43条 科目等履修生は、履修生証を携行し、学内諸規程を守らなければならない。

2 履修期間が終了したときは、直ちに履修生証を返還するものとする。

3 科目等履修生として不相当であると認めたときは、履修許可を取り消すことがある。

第6章 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第44条 他大学等との単位互換協定に基づいて本学部が受入れる特別聴講学生については、別に定める学校法人宇都宮学園内二大学学生交流に関する要項による。

第7章 学士入学、編入学及びコース変更

(学士入学及び編入学)

第45条 学則第18条及び第19条の規定による学士入学、編入学は入学試験を実施し、合否判定会議を経て学長が入学を許可する。

- 2 学士入学又は編入学は、編入学定員の範囲内で選考を実施する。ただし、2年次編入については、欠員のある場合に限り選考を実施する。
- 3 学士入学又は編入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 4 前項による既修得単位については、学士入学又は編入学する学科・専攻の授業科目、授業時間数及びその単位数に相当すると認められるものにつき、次の基準により本学における授業科目の履修により取得したものとみなす。
 - (1) 教養科目（人文・社会・自然・外国語・保健体育）分野においては、20単位の範囲内とし、共通基礎科目については、22単位、専門教育科目については、16単位、自由科目については、4単位の範囲内とし、既修得単位認定の上限は62単位とする。
 - (2) 原則として前号における既修得単位数の認定枠ははずせないが、履修科目の内容によっては、前号の規定にかかわらず、認定することができるものとする。ただし、既修得単位数の上限は62単位とする。
 - (3) 3年次編入学に必要な既修得単位は42単位以上62単位未満とし、42単位の満たないものは、2年次編入とする。
- 5 学士入学で新たに本学部の1年次に入学を許可された者の本学部に入學する前に大学又は短期大学において履修し、修得した単位で本学における授業科目の履修とみなす単位数は30単位以内とする。ただし、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。
- 6 本学部で科目等履修生として単位を修得した者が、本学部で正規に入學した場合、当該単位数を入学後に修得したものとみなし、卒業に必要な単位数に算入することができる。この場合、前項ただし書の規程は適用されないものとする。
- 7 前3項により既修得単位につき本学部における授業科目の履修とみなした授業科目に換えて他の授業科目を履修させることができる。
- 8 学士入学者及び編入学者は編入学学年次のカリキュラムを適用する。

(専攻変更)

第46条 専攻変更は、教育上有益と認める場合において、当該専攻で審査のうえ、学部長がこれを許可する。

第8章 休学、退学、復学、留学及び転学

(休学)

第47条 学則第34条の規定により休学の取扱いについては、学則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 休学を願ったその期の学生納付金が納付されている者について、教授会の議を経て学長が休学を許可する。
- (2) 休学期間は願った日から、その学年度の末日までを限度とする。ただし、特

別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

(退学)

第48条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、指導教員に相談のうえ、退学願いにその理由を記入し、保証人連署のうえ教務課を経て学長あて願出するものとする。

2 退学は、退学を願出たその期の学生納付金が納付されている者について、教授会の議を経て学長が許可する。

3 退学は、教授会の議を経て学長が許可した日付をもって処理する。

(復学)

第49条 復学は、教授会の議を経て学長が許可する。

2 復学を希望する者は、所定の願書に復学できることを証明する書類を添えて、学期の初めに学長に願出しなければならない。

3 復学の時期は、学期の始めとする。

4 復学を許可された者は、休学したときの学年次に復するものとし、当該年次のカリキュラムを適用する。

5 復学者に対しては、休学、退学又は除籍前に修得した単位の全部又は一部を再認定することがある。

(留学)

第50条 留学については、別に定める学校法人宇都宮学園所管二大学学生交流に関する要項による。

(転学)

第51条 転学は、転学を理由とする退学を願出で学長の許可を受けなければならない。

2 本学部にて在籍のまま他大学に転学を志願しようとするときは、他大学に出願するまでに、その旨願出で、あらかじめ学長の許可をうけるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日に在学している学生については従前の例による。

別表1 教育課程（第3条）

1 教養科目（26単位以上）

区分	授業科目	単位数			卒業要件 単位数		備考
		必修	選択 必修	選択	内訳	合計	
講義	人文系	比較文化論Ⅰ			2	4 単 位 以 上	26 単 位 以 上
		比較文化論Ⅱ			2		
		文学Ⅰ			2		
		文学Ⅱ			2		
		文化人類学Ⅰ			2		
		文化人類学Ⅱ			2		
		心理学Ⅰ			2		
		心理学Ⅱ			2		
		歴史学Ⅰ			2		
		歴史学Ⅱ			2		
	社会系	法学Ⅰ			2	4 単 位 以 上	
		法学Ⅱ（日本国憲法の概要）			2		
		教育学Ⅰ			2		
		教育学Ⅱ			2		
		マスコミ論Ⅰ			2		
		マスコミ論Ⅱ			2		
地理学Ⅰ				2			
地理学Ⅱ				2			
自然系	生物学Ⅰ			2	4 単 位 以 上		
	生物学Ⅱ			2			
	化学Ⅰ			2			
	化学Ⅱ			2			
	地球科学Ⅰ			2			
	地球科学Ⅱ			2			
	環境論Ⅰ			2			
	環境論Ⅱ			2			
外国語系	英語Ⅰ			2	4 単 位 以 上		
	英語Ⅱ			2			
	フランス語Ⅰ			2			
	フランス語Ⅱ			2			
	中国語			2			
	イタリア語			2			

		保健体育概論			2	2	2	
実技	保健体育系	体育実技 I 体育実技 II			2 2	単 位 以 上	単 位 以 上	

2 共通基礎科目（34単位以上）

区分	授業科目	単位数			卒業要件 単位数		備考
		必修	選択 必修	選択	内訳	合計	
講義	日本美術史 I			4	14 単 位 以 上	14 単 位 以 上	
	西洋美術史 I			4			
	文化財保護概論			4			
	図法及び製図			2			
	美術解剖学 I			4			
	美術解剖学 II			4			
	日本工芸史			4			
	色彩論			4			
	美術理論			4			
	美学概論			4			
	デザイン概論			2			
	広告論			2			
	現代マンガ論			2			
	シナリオ演習			2			
	アニメーション史			2			
	デザイン史 I			4			
	文化財学概論			4			
映像論			4				
日本マンガ史			4				
実技	美術基礎演習 I	2			16 単 位	20 単 位 以 上	
	美術基礎演習 II	2					
	美術基礎演習 III	2					
	美術基礎演習 IV	2					
	美術基礎演習 V	2					
	美術基礎演習 VI	2					
	造形演習 I	2					
	造形演習 II	2					

実技	絵画Ⅰ（日本画）			2	4 単 位 以 上		
	絵画Ⅰ（油画）			2			
	絵画Ⅱ（銅版画）			2			
	絵画Ⅱ（木口木版画）			2			
	デザインⅠ			2			
	デザインⅡ			2			
	工芸Ⅰ			2			
	工芸Ⅱ			2			
	塑造Ⅰ			2			
	塑造Ⅱ			2			
	繊維造形演習			2			
	C G 演習			2			
	素材演習			2			
	印刷・写真演習			2			
	陶芸演習			2			
	マンガ			2			
アニメーション			2				
芸術理論演習			2				

3 専門教育科目 (56 単位以上)

区分	授業科目	単位数			卒業要件 単位数		備考
		必修	選択 必修	選択	内訳	合計	
講義	日本美術史Ⅱ			4	8 単 位 以 上	8 単 位 以 上	※芸術理論専攻を除く
	西洋美術史Ⅱ			4			
	東洋美術史			4			
	日本美術史特論Ⅰ			4			
	日本美術史特論Ⅱ			4			
	西洋美術史特論Ⅰ			4			
	西洋美術史特論Ⅱ			4			
	美学特論			4			
	美術鑑賞			2			
	色彩学			4			
	美術資料調査論			4			
	アートハンティング			4			
	ヨーロッパ美術研修			2			
	古美術研修			2			
	現代工芸論			4			
	文化財保存科学演習			2			
	デザイン史Ⅱ			4			
	デザイン史演習			2			
	CG概論			2			
	Webシステム論			4			
パフォーミング・アーツ論			4				
資料調査法演習			2				
テキストクリティック			4				
日光の歴史と文化			4				
映像概論			2				
日本美術史Ⅱ		4			56 単 位	56 単 位	芸術理論専攻
西洋美術史Ⅱ		4					
東洋美術史		4					
日本美術史特論Ⅰ		4					
西洋美術史特論Ⅰ		4					
西洋美術史特論Ⅱ		4					
美学特論		4					
美術鑑賞		2					
色彩学		4					

美術資料調査論		4				
アートハンティング		4				
ヨーロッパ美術研修		2				
古美術研修		2				
美術論演習		2				
ゼミナール		2				
卒業論文		6				

区分	授業科目	単位数			卒業要件 単位数		備考
		必修	選択 必修	選択	内訳	合計	
実技	日本画基礎Ⅰ		4		48 単 位	48 単 位	日 本 画 専 攻
	日本画基礎Ⅱ		4				
	日本画基礎Ⅲ		4				
	日本画基礎Ⅳ		4				
	日本画制作実習Ⅰ		4				
	日本画制作実習Ⅱ		4				
	日本画制作実習Ⅲ		4				
	日本画制作実習Ⅳ		4				
	日本画制作実習Ⅴ		4				
	日本画制作実習Ⅵ		4				
	卒業制作		8				
	油画基礎Ⅰ		4				
	油画基礎Ⅱ		4				
	古典技法Ⅰ		4				
	古典技法Ⅱ		4				
	油画制作実習Ⅰ		4				
	油画制作実習Ⅱ		4				
	油画演習Ⅰ		4				
	油画演習Ⅱ		4				
	油画演習Ⅲ		4				
	油画演習Ⅳ		4				
	卒業制作		8				
	彫刻基礎Ⅰ		4		48 単 位	48 単 位	彫 刻 専 攻
	彫刻基礎Ⅱ		4				
	彫刻基礎Ⅲ		4				
	彫刻基礎Ⅳ		4				
	彫刻制作実習Ⅰ		4				
	彫刻制作実習Ⅱ		4				
	彫刻制作実習Ⅲ		4				
	彫刻制作実習Ⅳ		4				
彫刻制作実習Ⅴ		4					
彫刻表現実習		4					
卒業制作		8					

区分	授業科目	単位数			卒業要件 単位数		備考
		必修	選択 必修	選択	内訳	合計	
実技	デザイン基礎		4		48 単位		デザイン専攻
	デザイン基礎演習Ⅰ		4				
	デザイン基礎演習Ⅱ		4				
	デザイン基礎演習Ⅲ		4				
	デザイン技法実習Ⅰ		4				
	デザイン技法実習Ⅱ		4				
	デザイン制作実習Ⅰ		4				
	デザイン制作実習Ⅱ		4				
	デザイン表現演習Ⅰ		4				
	デザイン表現演習Ⅱ		4				
	卒業制作		8				
	デジタル映像基礎Ⅰ		4		48 単位		デジタル映像専攻
	デジタル映像基礎Ⅱ		4				
	デジタル映像基礎Ⅲ		4				
	デジタル映像基礎Ⅳ		4				
	デジタル映像表現Ⅰ		4				
	デジタル映像表現Ⅱ		4				
	デジタル映像表現Ⅲ		4				
	デジタル映像表現Ⅳ		4				
	デジタル映像制作Ⅰ		4				
	デジタル映像制作Ⅱ		4				
	卒業制作		8				
	マンガ表現基礎Ⅰ		4		48 単位		マンガ専攻
	マンガ表現基礎Ⅱ		4				
	マンガ表現基礎Ⅲ		4				
	マンガ表現基礎Ⅳ		4				
	マンガ制作実習Ⅰ		4				
	マンガ制作実習Ⅱ		4				
	マンガ制作実習Ⅲ		4				
	マンガ制作実習Ⅳ		4				
マンガ制作実習Ⅴ		4					
マンガ制作実習Ⅵ		4					
卒業制作		8					

区分	授業科目	単位数			卒業要件 単位数		備考
		必修	選択 必修	選択	内訳	合計	
実技	アニメーション基礎演習Ⅰ		4		48 単 位		ア ニ メ ー シ ョ ン 専 攻
	アニメーション基礎演習Ⅱ		4				
	アニメーション基礎演習Ⅲ		4				
	アニメーション基礎演習Ⅳ		4				
	アニメーション表現演習Ⅰ		4				
	アニメーション表現演習Ⅱ		4				
	アニメーション表現演習Ⅲ		4				
	アニメーション表現演習Ⅳ		4				
	アニメーション制作実習Ⅰ		4				
	アニメーション制作実習Ⅱ		4				
	卒業制作		8				
	染織基礎演習Ⅰ		4		48 単 位		染 織 専 攻
	染織基礎演習Ⅱ		4				
	染織基礎演習Ⅲ		4				
	染織基礎演習Ⅳ		4				
	染織演習Ⅰ		4				
	染織演習Ⅱ		4				
	染織制作実習Ⅰ		4				
	染織制作実習Ⅱ		4				
	染織制作実習Ⅲ		4				
	染織制作実習Ⅳ		4				
	卒業制作		8				
	工芸基礎演習Ⅰ		4		48 単 位		陶 芸 専 攻
	工芸基礎演習Ⅱ		4				
	素材基礎研究演習		4				
	素材応用研究演習		4				
	制作実習Ⅰ		4				
	制作実習Ⅱ		4				
	環境芸術演習Ⅰ		4				
	環境芸術演習Ⅱ		4				
造形応用実習Ⅰ		4					
造形応用実習Ⅱ		4					
卒業制作		8					

4 自由科目（8単位以上）

区分	授業科目	単位数			卒業要件 単位数		備考
		必修	選択 必修	選択	内訳	合計	
講義 実技	インターンシップ			2	8	8	
	教養科目				単	単	
	共通基礎科目				位	位	
	専門教育科目				以	以	
	単位互換科目				上	上	

別表 2

卒業に必要な単位の修得区分

【教養科目】	
26 単位以上修得	人文系・社会系・自然系より各 4 単位以上 計 20 単位 外国語系 4 単位以上、保健体育系 2 単位以上
<hr/>	
【共通基礎科目】	
34 単位以上修得	講義 … 14 単位以上修得 実技（必修）… 16 単位修得 （選択）… 4 単位修得
<hr/>	
【専門教育科目】	
56 単位以上修得	講義 … 8 単位以上修得 <ul style="list-style-type: none"> 日本画専攻、油画専攻、彫刻専攻 デザイン専攻、デジタル映像専攻 マンガ専攻、アニメーション専攻 染織専攻、陶芸専攻 56 単位以上 芸術理論専攻
	実技 … 48 単位修得 <ul style="list-style-type: none"> 日本画専攻、油画専攻 彫刻専攻 デザイン専攻、デジタル映像専攻 マンガ専攻、アニメーション専攻 染織専攻、陶芸専攻
<hr/>	
【自由科目】	
8 単位以上修得	（インターンシップ、専門教育科目の実技を除く上記の科目及び単位互換提供科目の中から）
<hr/>	
合 計	124 単位以上修得
<p>※ 教職に関する科目、学芸員に関する科目及び社会教育主事に関する科目は卒業に必要な単位数に加算されない。</p>	

別表 3 教職課程（第 10 条）

1 教職に関する科目（中学校一種美術免許状）

授業科目	単位数			修得要件 単位数		備考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合計	
教師論	2					
教育原理	2					
教育心理学	2					
教育行政学	2					
美術教育法 I	4					
美術教育法 II	4			33	33	
道徳教育の研究	2			単	単	
教育課程研究（特別活動の指導を含む）	2			位	位	
教育方法論	2				以	
生徒指導論（進路指導を含む）	2				上	
教育相談	2					
教職実践演習	2					
教育実習 I（事前事後指導 1 単位を含む）	5					
教育史			2			
教育学概論			2			

2 教職に関する科目（高等学校一種美術免許状）

授業科目	単位数			修得要件 単位数		備考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合計	
教師論	2					
教育原理	2					
教育心理学	2					
教育行政学	2					
美術教育法 I	4			29	29	
美術教育法 II	4			単	単	
教育課程研究（特別活動の指導を含む）	2			位	位	
教育方法論	2				以	
生徒指導論（進路指導を含む）	2				上	
教育相談	2					

教職実践演習	2				
教育実習Ⅱ（事前事後指導1単位を含む）	3				
教育史			2		
教育学概論			2		

3 教職に関する科目（高等学校一種美術免許状）

授業科目	単位数			修得要件 単位数		備考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合計	
教師論	2			25 単 位	25 単 位 以 上	
教育原理	2					
教育心理学	2					
教育行政学	2					
工芸教育法	4					
教育課程研究（特別活動の指導を含む）	2					
教育方法論	2					
生徒指導論（進路指導を含む）	2					
教育相談	2					
教職実践演習	2					
教育実習Ⅱ（事前事後指導1単位を含む）	3					
教育史			2			
教育学概論			2			

4 教科又は教職に関する科目

授業科目	単位数			修得要件 単位数		備考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合計	
ボランティア実習Ⅰ	1			2	2	
ボランティア実習Ⅱ	1			単 位	単 位	

5 教育職員免許法施行規則定める科目に対応する授業科目

授業科目	単位数			修得要件 単位数		備考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合計	
法学Ⅱ（日本国憲法の概要）	2			2 単 位	8 単 位 以 上	
体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ			2 2	2 単 位 以 上		
英語Ⅰ 英語Ⅱ			2 2	2 単 位 以 上		
情報処理演習Ⅰ 情報処理演習Ⅱ			2 2	2 単 位 以 上		

別表4 学芸員課程（第11条）

授業科目	単位数			修得要件 単位数		備考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合計	
博物館概論	2			17 単 位	17 単 位	
博物館学各論	4					
教育学概論	2					
生涯学習概論	4					
視聴覚教育メディア論	2					
博物館実習	3					

別表5 社会教育主事課程（第12条）

授業科目	単位数			修得要件 単位数		備考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合計	
生涯学習概論	4			22 単 位	24 単 位 以 上	
社会教育計画	4					
社会教育演習Ⅰ	2					
社会教育演習Ⅱ	2					
家庭教育と社会教育	2					
視聴覚教育メディア論	2					
博物館学各論	4					
教育学概論	2					
体育・スポーツ・レクリエーション			2	2 単 位 以 上		
健康教育			2			